

◇減免の対象となる軽自動車の条件

区分		所有者	運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上	本人	本人 生計を一にする方	特に問わない
	18歳未満	本人又は生計を一にする方	本人又は生計を一にする方	障害者の通学、通院、通所の為に月4回以上使用
知的障害者「A1」「A2」		本人又は生計を一にする方	生計を一にする方 ※1	(使用目的の確認資料を提出していただく場合があります。)
精神障害者1級(精神通院医療の給付を受けている方)		本人又は生計を一にする方	生計を一にする方 ※1	ただし、18歳未満の本人が運転者の場合は、使用目的を特に問わない。
身体障害者及び知的障害者、精神障害者のみで構成される世帯		本人	障害者を常時介護する方	

※1 知的障害者及び精神障害者本人が運転する軽自動車は減免の対象から外れます。

◇その他の軽自動車税(種別割)の減免(構造による減免)

車両の構造が専ら身体障害者等の利用に供するために改造された軽自動車。

(車検証に“障害者輸送用”などの記載があること。)

◇減免の対象となる方の障害の範囲

手帳及び障害の区分		障害の級別												
		本人運転						生計を一にする家族または常時介護者が運転						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	■	■	
	聴覚障害	△	○	○	■	△	■	△	○	○	■	△	■	
	平衡機能障害	△	△	○	△	■	△	△	△	○	△	■	△	
	音声機能障害（喉頭摘出のみ）	△	△	○	■	△	■	△	△	■	■	△	△	
	上肢不自由	○	○	○	■	■	■	○	2級の1・2	■	■	■	■	
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	3級の1	■	■	■	
	体幹不自由	○	○	○	△	○	△	○	○	○	△	■	△	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	○	■	■	■	○	両上肢	■	■	■	■
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	両下肢	■	■	■
	心臓機能障害	○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	
	腎臓機能障害	○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	
	呼吸器機能障害	○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	○	△	○	■	△	△	○	△	○	■	△	△	
	小腸の機能障害	○	△	○	■	△	△	○	△	○	■	△	△	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	■	△	△	○	○	○	■	△	△		
肝臓機能障害	○	○	○	■	△	△	○	○	○	■	△	△		
療育手帳		△						判定が「A」						
精神障害者保健福祉手帳		△						障害の等級が「1級」						
戦傷病者手帳		役場税務課へお問い合わせ下さい。												